

平成28年度

社会福祉法人 「福祉広医会」

事業計画

1. 基本方針

理念

我々は、高齢者等が、どのような心身状況になっても地域で安心して生活できるように、本人、家族、地域の人たちと協働し、援助する。

方針

- 一 我々は、医療、福祉の密接な連携の基に高齢者問題に対応していく。
- 一 我々は、“ゆったり”“楽しく”“いっしょに”の感覚を大切にして援助に取り組む。
- 一 我々は、目の前的高齢者等と向き合い、日々の実践の中から成長できるよう努める。
- 一 我々は、歴史的、社会的な視点を大切にして援助する。
- 一 我々は安定した経営に努める。

以上の理念のもと、かかりつけ医をはじめ広島市医師会及び地域の関係団体との連携を密にし、地域の高齢者が安心して生活できるよう支援していく。

- 1 国の動向を踏まえ、地域包括ケアの推進、医師会員の介護事業の取り組みに向けて支援を行う。
- 2 江波二本松の拠点を活用し、職員の労働環境の改善等をはかる。
- 3 コンサルタントの助言を参考に、職員マネジメント体制を改善し取り組む。
- 4 基町の事業の充実や新たな事業（拠点整備も含む）を検討し取り組む。
- 5 経年劣化に対応するため江波の施設は、見守りカメラ、消防設備の交換等を検討し、入居者が、快適に過ごせるよう努める。
- 6 入居者の施設での看取りの体制（配置医との連携、介護職員によるたんの吸引の研修参加等）の充実に努める。
- 7 リスクマネジメントの取り組みを通じて、悠悠タウン全体の安全の向上に努める。

2. 本部事業計画

1 理事会並びに評議員会（各3回開催）

- ・事業計画、報告、各会計予算、補正予算、決算、役員改選等の検討を行う。

2 会計監査（1回）

3 指導監査（広島市）（1回）

4 悠悠タウン江波部課長(運営)会議（12回）

- ・運営部会に上程する議題の検討を行う。

5 悠悠タウン江波運営部会（12回）

- ・各事業運営に関わる事項の検討を行う。

3. 特別養護老人ホーム

1. 目的・方針

本事業は、施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰を図ることを念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上、又は日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

明るく家庭的雰囲気を感じていただくよう、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努め、その他の医療又は福祉事業所等と密接な連携に努めることを基本方針とする。

<重点目標>

- (1) 重度化する入居者を支援するため、看取り介護や喀たん吸引、認知症ケア等の研修会に積極的に参加し、適切なケアが提供できるよう体制を整える。
- (2) 業務の基盤であるオペレーションを基に、スタッフ個々の能力を最大限に発揮し入居者の生活の質を向上させるための工夫を積み重ねる。
- (3) 入居者の栄養状態を良好に保つため、栄養マネジメントに取り組む。
- (4) 広島市から推薦された「在宅生活継続支援事業」に取り組む。地域包括ケアシステムの基盤づくりの一環として特別養護老人ホームの地域福祉拠点機能を強化するため、在宅の重度要介護高齢者等を介護する家族等に対し、専門的な介護ノウハウを生かした支援を提供する。

2. 事業の内容

- | | |
|-------|---|
| ①入居定員 | 80名 |
| ②利用料 | ・介護報酬単価の自己負担分
※旧措置入居者は、介護保険の要介護度を3段階に分けそれぞれ決定。
※介護保険後の入居者は、要介護度別に決定。
・実費負担分
日常生活費200円/日
食費、居住費を徴収（世帯の所得に応じて負担軽減あり） |
| ③職員配置 | 施設長1名 事務長1名 事務員3名 生活相談員3名 ケアワーカー35名（介護補助スタッフ7名含む）看護師10名（他サービスと兼務含む） 医師（配置医）5名 管理栄養士1名 栄養士1名 介護支援専門員（兼務7名） 歯科衛生士3名 理学療法士1名 調理員（委託）
※平成28年4月1日現在 |
| ④行事計画 | 4ページ参照 |

4. 短期入所生活介護事業計画

1. 目的・方針

本事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。また、利用者の心身の機能維持並びに利用

者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

生活援助及び職員配置、事業の内容等は介護老人福祉施設においてこれに当たる。

<重点目標>

- (1) 社会福祉法人の使命に鑑み、介護保険制度の対応だけでなく困難事例の対応等緊急の受け入れ（措置含む）対応する。
- (2) かかりつけ医の協力を得て、利用中における看取り介護の体制作りに取り組む。

2. 事業の内容

- ①所在地 広島市中区江波西2丁目14-8
- ②実施日 平成28年4月1日から平成29年3月31日
※送迎は、日、祝祭日、年末年始を除き月曜日から土曜日まで行なう。
- ③利用人員 1日あたり20名及び特養空きベッド
- ④利用料 ・介護報酬単位の自己負担分
・実費負担分
食費・居住費を徴収（世帯の所得に応じて負担軽減あり）
TVレンタル料金一日100円（希望者のみ）
- ④実施地域 広島市

5. 施設入浴サービス事業計画

1. 目的・方針

広島市委託事業として、重度身体障害者の施設入浴サービスを行うことにより、利用者身体の清潔保持をはかることを目的とする。

<重点目標>

- (1) 施設の入浴設備を利用し、適切な入浴介助を行う。
- (2) 訪問入浴との連携を図る。

2. 事業の内容

- ①所在地 広島市中区江波西2丁目14-8 悠悠タウン江波内
- ②実施日 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの施設入浴日の月～金曜日（但し、国民の休日、年末年始を除く）
- ③実施時間 13:00～15:30
- ④利用人員 施設の入浴日、1日あたり1人
- ⑤利用料 自己負担なし
- ⑥職員配置 特養の職員及び訪問入浴の職員が当たる。

<特別養護老人ホーム等の年間事業計画等>

平成28.4現在

年間行事計画

行 事 計 画	
4 月	
5 月	青空食事会
6 月	消防避難訓練（地域合同）
7 月	納涼祭
8 月	
9 月	敬老の日
10 月	青空食事会
11 月	焼き芋づくり、災害時避難訓練
12 月	餅つき、忘年会
1 月	互礼会、初詣
2 月	消防避難訓練
3 月	

※誕生日当日は、花束贈り、希望の食事等、他入居者、職員とともに祝う。

※ボランティアによる行事申し出等は、日程を調整して組み入れる。

入浴週間予定

階	時間帯	日	月	火	水	木	金	土
2 階	午前	女性浴 個人浴 リフト浴	女性浴 個人浴 リフト浴	女性浴 リフト浴 S S 浴	女性浴 個人浴 リフト浴	女性浴 個人浴 リフト浴	女性浴 リフト浴 S S 浴	女性浴 個人浴 リフト浴
	午後	S S 浴	女性浴 リフト浴 S S 浴	女性浴 個人浴	男性浴 リフト浴 個人浴	女性浴 リフト浴 S S 浴	女性浴 個人浴	S S 浴
3 階	午前	女性浴 リフト浴 個人浴	女性浴 リフト浴 個人浴	女性浴 個人浴	女性浴 リフト浴 個人浴	女性浴 リフト浴 個人浴	女性浴 個人浴	女性浴 リフト浴 個人浴
	午後	男性浴 リフト浴 個人浴	男性浴 個人浴 女性浴 個人浴	女性浴 リフト浴	男性浴 リフト浴 個人浴	男性浴 個人浴 女性浴 個人浴	女性浴 リフト浴	女性浴 リフト浴 個人浴

日課

時 間	内 容	職 員 の 流 れ
0 : 0 0		巡回・随時排泄介助等
1 : 0 0		巡回 【準夜退勤】 【深夜出勤】
2 : 0 0		巡回
3 : 0 0		巡回
4 : 0 0		排泄介助・トイレ誘導
5 : 0 0	起床	起床介助（洗面、口腔ケア、着替え等）
6 : 0 0		【早出勤】
6 : 3 0		
7 : 3 0	朝食	食事介助
9 : 0 0	入浴開始	朝礼・入浴介助 【日勤出勤】
9 : 3 0		申送り
10 : 0 0	おやつ（飲み物）	排泄介助 【遅出勤・深夜退勤】

11:00		離床介助
11:30	口腔体操	
12:00	昼食	食事介助
13:00		トイレ誘導・排泄介助
13:30		入浴介助、配置医回診、訪問歯科診療
14:00	入浴開始・クラブ活動、集団リハビリ等	クラブ・レクリエーション担当
15:00	レクリエーション、おやつ（軽食）	排泄介助 【早出退勤】
16:00		申送り 【準夜出勤】
16:30		離床介助
17:00		
18:00	夕食	食事介助
18:30		口腔ケア 【日勤退勤】
19:00		トイレ誘導
19:30		就寝介助
20:00		水分補給介助
21:00	消灯	巡回・排泄介助 【遅出退勤】
22:00		
23:00		巡回・排泄介助

6. 悠悠タウン江波通所介護事業計画

1. 目的・方針

本事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

<重点目標>

- (1) 利用者が落ち着いて、楽しく過ごせる場所づくりに日々努める。
 - ・利用者の表情や声に耳を傾け、身近な存在になれるよう努める。
 - ・研修会に積極的に参加し、自己研鑽に励む。
- (2) 介護者や地域との連携を図る。
 - ・送迎時は家族からの情報を聞き、ケアの充実につなげていく。
- (3) 土、日曜日の利用ニーズに答え、定員の増員を行う。
- (4) 広島市からの委託事業を行う。
 - ・高齢者いきいき活動支援通所事業を実施する。

2. 事業の内容

- ①内容 生活指導（相談、援助等）、機能訓練（日常動作訓練）、介護サービス、健康チェック（健康状態の把握）、送迎、入浴サービス、給食サービス
- ②施設構造 鉄筋コンクリート6階建（敷地面積4,816㎡）の部分（主に1階）
- ③設備内容 事務室（兼用）、相談室、機械浴室（兼用）、座位浴室（兼用）、一般浴（兼用）、食堂、厨房、作業及び日常動作訓練室、介護者教室、休養室、便所、

洗濯室

- ④実施日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの通年（但し年末年始を除く）
- ⑤実施時間 8：30～17：30（送迎時間を含む）※但し、必要に応じて20：00まで延長する。
- ⑥利用定員 45人、但し土・日曜は30人
- ⑦利用料金 介護保険事業の該当者は、介護報酬の自己負担分
高齢者いきいき活動支援通所事業（生きがい対応型デイサービス事業）は広島市が定めた報酬によって決定する。
介護保険事業、高齢者いきいき活動支援通所事業、配食サービス事業以外の利用者については、各事業の実費に準じて決定する。
- ⑧実施地域 江波、舟入、吉島
- ⑨職員配置 生活相談員2名(内兼務者1名) 看護職員3名(内兼務者1名)
介護職員9名(内兼務者1名) 栄養士1 事務員1名

※平成28年4月1日現在

年間行事計画

月	内 容	そ の 他
4	花見	誕生日会は、随時行う。 レクリエーションは季節感を取り入れる。 江波小交流会は学期ごとに行う。 江波中などの職場体験学習は随時受け入れる。
5	端午の節句(柏餅づくり)・家族会	
6	ミニ運動会	
7	平和慰霊碑参拝	
8	夏祭り	
9	中秋の名月・団子汁づくり	
10	秋の遠足	
11	焼き芋づくり	
12	もちつき・忘年会・門松づくり	
1	新年会・初詣（広瀬神社）	
2	節分・巻き寿司づくり	
3	ぼたもちづくり	

日課・業務の流れ

	課 の 内 容	職 員 の 業 務 内 容
8：30	運行前点検・送迎（～9：20）	送迎
9：00	健康チェック・ティタイム	健康チェック・トイレ誘導・お茶の提供
9：20	体操	体操（全員参加）
10：00	レクリエーション・入浴	レクリエーション トイレ誘導
11：00	ティタイム	お茶の提供
12：00		食事の準備
12：30	食事	
13：00		職員が交代に休憩
		利用者迎への準備
		連絡帳記入・集金・朝の申し送り
		入浴介助
		入浴片付け
		昼食の片付け トイレ

14:00	レクリエーション	※但し、利用者の状況・日程によっては休憩時間を短縮して対応 午後の準備 レクリエーション	誘導 連絡帳記入
15:00	ティタイム 帰りの会	トイレ誘導 ティタイム	14:30おやつ準備
15:40	送迎	送迎	送迎準備（連絡帳記入）
15:40			
16:00	延長利用 ティタイム	ティタイム	おやつ片付け・掃除 ケース記録記入 ミーティング
16:30			
17:30	(送迎)	(送迎)	
18:00	食事	トイレ誘導・食事の準備	※利用者の都合によっては最長
19:00	(送迎)	(送迎)	20:00まで延長対応
20:00			

⑩高齢者いきいき活動支援通所事業

	実 施 事 業 名
趣味活動	唱歌 書道 手芸 囲碁・将棋 華道 お経の会
日常動作訓練	遊びリテーション

送迎サービス 運行時間 迎え 8:30～ 9:20
送り 15:40～16:30

7. シルバーハウジング生活援助事業 (LSA)

1 目的・方針

江波西2丁目8号棟高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の入居者が安心して生活できるよう生活援助員を派遣する。

<重点目標>

- (1) 緊急通報システムを活用し安否確認・緊急対応を適切に行うとともに、生活上の希望や相談ごとなどに対応する。
- (2) シルバーハウジングの入居者の介護予防、交流に努める。
 - ・1階デイルームで、つくし会（包括と連携し外出、勉強会を実施）よつば会（入居者の方のレクリエーション、手作り）だんらん会（体操等）、気晴ばらし会（入居者、地域の人と勉強会、調理実習）を1回／月実施する。

2 事業の内容

- ①職員体制 高齢者世話付住宅に生活援助員1名を配置する。
- ②内容
 - ・生活上の相談
 - ・安否通報機器、訪問、電話等による安否の確認
 - ・急病などの緊急時や要介護時の関係機関等との連絡調整

8. 広島市江波地域包括支援センター事業計画

1、目的・方針

高齢者が、住みなれた地域で孤立せずに安心して生活できるよう、介護予防対策や状態に応じた介護・医療サービスなど、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関としての役割を担う。次により職員の資質の向上に努める。

- ・毎朝の情報交換、毎月の研修報告・事例検討を行う
- ・行政等が主催する研修会等に参加し、ケアマネジメント能力を高めると同時に、他職種、他機関との連携に努める。

<重点目標>

- (1) 1人のケース、1つのニーズからつながるネットワークづくり（地域で孤立させない）
- (2) 居宅介護支援事業所との連携強化（委託を通しての信頼関係づくり）
- (3) とともに学び合い、安心して業務に取り組める環境づくり

2、業務の内容

①所在地 広島市中区江波西二丁目14-8 1階

②基本機能

（介護予防ケアマネジメント）

介護予防の効果を高める視点から連続的で一貫したケアマネジメントの実施や、その受け皿としての健康・生きがいつくりのための社会資源の開発を行っていく。

「気晴らし会」「いきいき倶楽部」「神崎のびのび会」「縁側の時間（江波・舟入）」（地域介護予防推進事業）を実施する。

（総合相談支援事業）

地域におけるネットワークを構築し、効率的かつ効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出して総合相談につなげるとともに、その後も継続して見守り、更なる問題の発生を防止していく。「舟入公民館・神崎会館・舟入学区社協事務所への出張相談」「民生委員児童委員協議会への参加」「将棋クラブ」「舟入公民館まつりへの参加」「南の風EBAあそびの参加」「認知症サポーター養成講座」を実施し、社会資源開発に取り組んでいく。また、地域の町内会や敬老会など高齢者が集まる催しに参加し、相談しやすい関係づくりに取り組んでいる。

（権利擁護事業）

権利擁護の視点からの支援が必要な場合には、成年後見制度等の円滑な利用に向けての支援を行う。また、高齢者の虐待防止についても他機関と連携し、処遇検討会の開催など速やかな支援を行う。中区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会へ参

加する。

(包括的・継続的ケアマネジメント)

主治医・介護支援専門員などとの他職種協働と地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実施するための支援を行っていく。行政主催の会議（中区地域ケア会議等）、地域の社会資源との会議（中区ケアマネ会、地域の保健・医療・福祉関係団体）、地域密着型サービスの運営推進会議等に参加する。また、地域の介護支援専門員や介護保険事業所との情報交換を目的とした「ケアマネ情報交換会」を毎月1回開催する。

(認知症地域支援推進員の配置)

広島市中区の医療機関・地域包括支援センター・介護支援専門員から、認知症に関する医療と介護の連携などについての相談を受ける。広島市西部認知症疾患医療センターと相談・連携し、認知症の方や介護されるご家族の地域支援体制をコーディネートする。

(地域介護予防拠点整備促進事業担当者の配置)

「地域に開かれた住民運営の介護予防拠点」の整備を促進し、誰もが介護予防に取り組むことができる地域づくりを進めるため、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、中区健康長寿課と連携し、介護予防拠点の立ち上げ・運営支援等を行う。

(高齢者地域支え合い事業)

地域の諸団体が一堂に会し、地域全体で高齢者を見守り・支え合う新たな仕組みを構築するため、地域包括支援センターをコーディネーターとした「高齢者地域支え合い事業」を実施する。

③職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資 格
保健師等	上前 完治	常勤	看護師 介護支援専門員
主任ケアマネ	網本 浩文	常勤	社会福祉士 主任介護支援専門員
	河本 操	常勤	主任介護支援専門員 精神保健福祉士
社会福祉士	坂本 敬行	常勤	社会福祉士 介護支援専門員
	渡邊 伸二	常勤	社会福祉士 介護支援専門員
認知症地域支援推進員	岡田 真理	常勤	看護師 介護支援専門員
介護予防拠点整備担当者	松尾 奈央	常勤	社会福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員
高齢者地域支え合い事業担当者	奥田 郁子	常勤	社会福祉士 介護支援専門員
介護支援専門員	渡辺久美子	非常勤	介護支援専門員 介護福祉士
	楠 達也	非常勤	介護支援専門員 介護福祉士
	土居 優子	非常勤	介護支援専門員 介護福祉士
	渡部 貴則	非常勤	主任介護支援専門員 社会福祉士
	西倉登志恵	非常勤	主任介護支援専門員 介護福祉士
	國井佐代子	非常勤	主任介護支援専門員 介護福祉士、

④中区地域包括支援センター運営協議会

運営にあたっては、その方針について地域包括支援センター運営協議会の議を得ることとし、公正中立を確保しつつ、その円滑かつ適切な運営を図っていく。

9. 悠悠タウン江波居宅介護支援事業

1. 目的・方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう行う。

利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

事業の運営に当たっては、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

2. その他の事業

- ・ボランティア組織（有償サービス「さくら」）を運営し、制度外の利用等にきめ細かく対応する。

配置職員

職種	氏名	勤務形態	資格
福祉関係職	唯保 謙一	常勤兼務	介護福祉士 介護支援専門員 主任介護支援専門員
	土居 優子	常勤兼務	介護福祉士 介護支援専門員

- ・家族介護者教室、介護者リフレッシュ事業（広島市老人福祉施設連盟委託事業）を行う。

配置職員

職種	氏名	勤務形態	資格
福祉関係職	清見久美子	常勤兼務	介護福祉士 介護支援専門員 主任介護支援専門員
	高原美代子	常勤兼務	介護福祉士 介護支援専門員

<重点目標>

- （１）利用者との関わりのなかで、解決が難しいケース等のある時は、ケース検討会議等で話し合いを行い、情報を共有することに努める。
- （２）介護支援専門員の資質向上を図り、積極的に研修会へ参加していくことや、関係機関とのネットワークの構築に努める。

2. 業務の内容

①職員配置

専任	兼任（先）	氏名
○		藤田 義久（広島市中区介護支援専門員連絡会会長） 吉村 和子 唯保 謙一 清見久美子 澄川 由華 女鹿田睦子 高原美代子 大久保由美 吉田 礼子
	○（地域包括）	土居 優子 西倉登志恵 楠 達也
	○（訪問看護）	谷口 佳子
	○（通所介護）	瀬戸真由美 沖 嘉寿
	○（介護施設）	渡部 貴則（広島県介護支援専門員協会理事）

②所在地 広島市中区江波西二丁目14-8 1階

10. 悠悠タウン江波訪問入浴事業計画

1 目的・方針

本事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

<重点目標>

- （1）常に利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを柔軟に提供する。
 - ・居宅介護支援事業所、病院の相談室、訪問看護ステーション、地域交流の場等でPR活動し、利用者のニーズに応じ、複数の入浴チームで稼動する。
- （2）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行う。
- （3）最後まで在宅生活で過ごされた利用者、家族の希望、意向を汲みながら、看取り入浴を柔軟に提供する。
- （4）個々の利用者に対して、安全で快適な訪問入浴を確保するため利用者・家族との信頼関係を構築し、その家庭を支えている保健・医療・福祉のネットワークを確立させる。

2 事業の内容

看護職員1名、介護職員2名の計3名が1チームで行う。必要に応じて、主治医に確認したうえで、看護職員にかえて介護職員をあてることがあり、介護予防に限り利用者の状況に応じて、看護職員1名、介護職員1名の計2名で行う。

運転手1名、看護師1名、介護員1名の計3名がチームを構成し、利用者を訪問し、入浴用機材（簡易浴槽、入浴タンカー、排水ポンプ一式、給湯ポンプ一式、シャワーセット等）を搬入のうえ、入浴サービスを実施する。

但し、必要に応じて「清拭」「部分浴」等を行う。

①所在地 広島市中区江波西2丁目14-8 特別養護老人ホーム江波内

②実施日 平成28年4月1日から平成29年3月31日（但し、年始を除く）

③実施時間 8：30～17：30（訪問入浴サービス実施のための準備時間を含む）

※勤務時間はシフト制へ変更していく。

④利用人員 1日あたり5人以上を目安に、組み入れていく。

⑤利用料金 介護保険事業の該当者は、介護報酬単位の自己負担。

広島市重度身体障がい者入浴サービス事業の該当者は、この事業の契約にそって決定する。

介護保険事業・重度身体障がい者入浴サービス事業以外の利用者については、各事業の実費に準じて決定する。

⑥実施地域 広島市全域

⑦職員配置 介護職員2名 看護職員1名 ※平成28年4月1日現在

1 1. 悠悠タウン江波訪問介護事業計画

1 目的・方針

本事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

<重点目標>

(1) 利用者とともに安心した生活を目指していくことが出来るヘルパーを育成する。

(2) 若い人材を発掘し次世代を担う後継者の育成に努める。

2 事業の内容

①派遣日 平成28年4月1日から平成29年3月31日

※年末年始は、需要に応じて利用者との調整により、派遣日を決定する。

②派遣時間 9:00～18:00 (派遣のための準備等の時間を含む)

※必要に応じて、職員と利用者を調整し派遣時間を拡大する。

③派遣 介護保険事業の該当者は、居宅介護計画に基づき、ヘルパーを派遣する。

障がい福祉サービスの該当者は、契約時間に基づき、ヘルパーを派遣する。

④内容 介護保険事業の該当者は、訪問介護計画に基づいたサービスを行う。障がい福祉サービスの該当者は、個別援助計画に基づきサービスを提供する。

⑤利用料金 介護保険事業、障がい福祉サービスの該当者は、介護報酬単価(特定事業所加算Ⅱ)の自己負担を算定する。介護保険事業、障がい福祉サービス以外の利用者については、30分で750円の利用料を徴収する。

⑥実施地域 広島市中区(主に江波・舟入)

⑦職員配置 47名(介護福祉士、2級ヘルパー資格者、視覚・全身性障がい者移動支援等)

サービス提供責任者及び障がい者相談支援専門員

※平成28年4月1日現在

氏 名	常・非	資 格
多久島桂子	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護 介護支援専門員 認知症アドバイザー 福祉住環境コーディネーター2級
宮廻恵美子	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護 介護支援専門員
桧垣 千枝	常勤	介護福祉士、視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護
中村 茂紀	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護
山本 佳子	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護
大舌 裕子	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護
熊谷 英之	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護 障がい者相談支援専門員
岡田 有史	常勤兼務	障がい者相談支援専門員 介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動介護
廣畑 晴恵	常勤兼務	障がい者相談支援専門員 介護支援専門員 介護福祉士 同行援護 全身性障がい者移動介護
柴井 陽子	常勤	障がい者相談支援専門員 社会福祉士

12. 江波訪問看護ステーション事業計画

1 目的・方針

介護保険法・健康保険法の基本理念に基づき、疾病や傷病により寝たきり又はそれに準じた状態にある要介護者の生活の質（QOL）の維持向上を図る。また、かかりつけ医との連携を密にとり、全体的な日常生活行動能力（ADL）の維持・回復を目指し、本人及び家族が住み慣れた環境で安心して在宅療養が維持できるよう支援することを目的とする。

かかりつけ医との連携及び調整を行った上で適切な看護処置を行うとともに、利用者が疾病・障害を受容でき、身体・精神的に安定した生活がおくれるよう援助する。

<重点目標>

在宅での看取り、ターミナル期における利用者、認知症療養者及び家族への支援を重点に行う。また、各利用者のリハビリにおいては、生活がより向上して、終了者が増加していくように取り組む。病院退院時の調整も含め、スムーズな在宅療養ができるよう、他職種連携に努める。

- （１）月１回以上のステーション会議及び随時ケースカンファレンスを実施する。
- （２）学会・研修会の参加とステーション内研修の充実をはかる。
- （３）在宅ケアの質の向上を目指し、訪問看護職の役割が果たせる人材育成をする。
- （４）利用者のニーズに応じた他の介護サービス業者との連携を図る。

2 事業の内容

①具体的内容・バイタルサインのチェック、病状・障害の観察

- ・清拭・洗髪等清潔保持、食事・排泄等日常生活の援助
- ・褥瘡の予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・栄養指導
- ・療養生活の介護方法の指導及び助言
- ・カテーテル等の交換・管理
- ・精神面の援助

- ・ターミナルケア
 - ・その他医師の指示による医療処置
 - ・看護用具の紹介、工夫、使用方法の説明・指導
 - ・諸制度・サービスの活用についての情報提供
- ②所在地 広島市中区江波西2丁目14-8 特別養護老人ホーム悠悠タウン江波内
- ③実施日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの月曜日から土曜日
(但し、日曜日、年末年始を除く)
- ④実施時間 09:00～17:00 (24時間連絡体制・緊急時対応)
- ⑤利用料金 介護保険事業の該当者は、介護保険制度に基づき決定する。
医療保険該当者は、医療保険制度に基づき決定する。
事業の実費に準じて決定する。
地域以外の利用者については、1キロ＝20円徴収する。
- ⑥実施地域 中区、南区、西区、東区、佐伯区
- ⑦職員配置 訪問看護師 常勤6名 非常勤2名 作業療法士常勤1名 作業療法士非常勤1名 理学療法士常勤2名 ※平成28年4月1日現在

氏 名	常・非・登	資 格
谷口 佳子 (管理者)	常勤	看護師 主任介護支援専門員
安達 香	常勤	看護師
浅井 亜子	常勤	看護師
檜谷 綾子	常勤	看護師
益国 美樹	常勤	看護師
榊原 章子	非常勤	看護師
網岡 忍	非常勤	看護師
西 志穂	非常勤	看護師
豊幾 理佳	常勤	作業療法士 介護支援専門員
佐々木 絢	常勤	理学療法士
水上 雅博	常勤	理学療法士
林 志穂	常勤	作業療法士

13. 広島市基町地域包括支援センター事業計画

1 目的・方針

広島市江波地域包括支援センターと同様

<重点目標>

- (1) 基町地区高齢者見守りネットワークを核に独居高齢者の介護予防介護支援、精神障がい者支援の体制づくりまた、介護予防拠点の立ち上げ、運営支援を引き続き行っていく。
- (2) 医療機関、介護サービス事業所、警察、消防署、郵便局、公民館、外国人支援団体、教育機関、地元商店、NPO団体との連携強化に努めていく。
- (3) 社会資源の開発、福祉人材育成の観点から、地域の若年層や、地域以外の大学等との連携を引き続き行っていく。

2 事業の内容

① 実施場所 広島市中区基町19-2-424・425

② 基本機能

(介護予防マネジメント)

介護予防の効果を高める視点から連続的で一貫したケアマネジメントの実施やその受け皿としての健康・生きがいくりのための社会資源の開発を行っていく。「金曜日の会」「体力アップ教室」「介護予防教室」(地域介護予防推進事業)「花くらぶ」「お茶くらぶ」「書道くらぶ」「町内会サロン」等

(総合相談支援事業)

地域におけるネットワークを活用し、効率的・効果的に実態把握業務を行い、総合相談につなげると共に、その後も継続して見守り、更なる問題の発生を予防していく。認知症サポーター養成講座を実施する。

(権利擁護事業)

権利擁護の視点からの支援が必要な場合には、成年後見人制度等の円滑利用に向けての支援を行い、また、地域におけるネットワークを有効活用し、高齢者の虐待防止においても他機関と連携しながら積極的に取り組んでいく。中区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会へ参加していく。

(包括的・継続的マネジメント事業)

主治医、ケアマネジャーなどとの他職種協働や地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実施していく。具体的には、中区地域ケア会議等、高齢者立寄所「ほのぼの基町」運営会議等、中区ケアマネ会議、民生委員定例会、自治会定例会、商店街運営委員会へ参加していく。また、幟町圏域多職種連携会議、基町小学校での福祉体験講座、高齢者と児童との交流会、精神科領域のネットワーク会議・地域ケア会議などを開催していく。

(地域介護予防拠点整備促進事業)

江波包括と同様

(高齢者地域支え合い事業)

江波包括と同様。委託費は事務費のみ。

地域包括協力員

構 成 員	氏 名	構 成 員	氏 名
基町地区社協会長	徳弘 親利	基町地区民児協副会長	中本智代恵
基町連合自治会長	瀬戸口寿一	〃	梶野 博子
基町地区民児協会長	二宮 恒治	基町地区老連会長	上土井征弘
基町地区社協事務局長	有馬 雄二	基町連合自治会副会長	中村 和正
基町地区社協事務局次長	小早川弘美	〃	新田 孝志
基町女性会会長	小田 満恵	〃	羽原 昂
基町地域福祉推進委員	新田 正子	〃	

職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資 格
保健師等	澤田 佳子	常勤	看護師 主任介護支援専門員

社会福祉士	藤原 美喜	常勤	社会福祉士 主任介護支援専門員 2級ヘルパー
	岸田 一幸	常勤	社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士
主任介護支援専門員	藤谷 周志	常勤	主任介護支援専門員 介護福祉士
地域介護予防拠点整備担当	大前 仁美	常勤	主任介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	中川 温子	非常勤	社会福祉士 介護支援専門員

1 4. 悠悠タウン基町居宅介護支援事業

1 事業の目標

悠悠タウン江波居宅介護支援事業同様

〈重点目標〉

(1) 介護者が健やかに介護に向き合えるように、あらゆる面（身体的、精神的）において支援を行う。

- ・利用者や介護者に対して傾聴を行い、不安の解消やストレスの軽減等を図る。
- ・家族会等を定期的で開催し、介護者同士のつながり作り、介護者の学習の場に努める。
- ・利用者や介護者に対して制度や在宅サービス等、最新の情報提供に努める。

(2) ケアマネジメント能力の向上に努める。

- ・研修への参加や自己学習を通じて、職員同士が知識や情報を共有する。
- ・定期的にケースの振り返りやケース検討を行う。

2 事業の内容

①職員配置

専任	兼任（先）	氏名
○		道本 亮太（主任介護支援専門員） 青原 陽子（〃） 岡野 裕美（〃） 原 いずみ 日向 千尋 落合 洋彦
	○（訪問介護）	武田 朋美 中土居美穂 増本由美子
	○（地域包括）	

②所在地 広島市中区基町19-2-411

1 5. 悠悠タウン基町訪問介護事業計画

1 目的・方針

悠悠タウン江波訪問介護と同様

〈重点目標〉

居宅介護支援事業所や地域の多機関、団体と連携を図り、利用者の有する能力に応じて自立した生活にむけての支援を進めていく。

(1) 職員の資質の向上に努める。

- ・積極的に研修会に参加する。
- ・利用者及び介護者の身近な存在になれるよう努める。
- ・悠悠タウン基町訪問介護の連絡会議、研修報告及び勉強会に参加する。

- ・介護福祉士、介護支援専門員の受給資格者は、資格取得に努める。
- (2) 利用者及び介護者の生活援助の向上に努める。
 - ・サービス提供責任者を中心にケアプランを作成しサービスを実行する。またニーズの変化に応じて適宜見直す。
 - ・チーム運営方式により、サービスを提供し、高齢者の多様なニーズに応じて、対応できる体制を整える。
 - ・利用前に訪問し、利用者、家族等の状況把握及び書面でもってサービス内容を説明する。
 - ・利用前面接は、サービス提供責任者が同行するよう努める。
- (3) 介護保険事業、介護保険外、障害福祉サービスを円滑に行えるようにする。
 - ・居宅介護支援事業所及び保健、医療、福祉等の各関係機関との連携に努める。
 - ・障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護）及び地域支援事業（移動支援事業）、相談支援事業を実施する。特に相談支援事業は、H27年10月より増員したため、計画相談数を増やし事業を強化していく。
- (4) 地域の福祉の向上に努める。
 - ・ブログなどを通じて、ホームヘルパー及び在宅サービスの普及をはかる。
 - ・人材養成、地域の社会資源、利用者の福祉の向上等の視点からボランティア、研修、見学等を受け入れる。

2 事業の内容

- ①派遣日 平成28年4月1日から平成29年3月31日
※年末年始は、需要に応じて利用者と職員とを調整し、派遣日時を変更する。
- ②派遣時間 9：00～18：00（派遣のための準備等を含む。）
※必要に応じて職員と利用者を調整し派遣時間を拡大する。
- ③派遣 介護保険事業の該当者は、居宅介護計画に基づきヘルパーを派遣する。
障害福祉サービスの該当者は、契約時間に基づきヘルパーを派遣する。
- ② 内容 介護保険事業の該当者は、訪問介護計画に基づいたサービスを行う。障がい福祉サービスは、個別援助計画に基づきサービスを行う。
- ③ 利用料金 介護保険事業、障害福祉サービスの該当者は、介護報酬単価（特定事業所加算Ⅱ）の自己負担分とする。介護保険事業・障がい福祉サービス以外の利用者については、30分750円とする。
実施地域以外の利用者については、1km＝20円徴収する。
- ④ 実施地域 広島市中区（主に基町）
- ⑤ 職員配置 53名（介護福祉士、2級ヘルパー資格者、視覚・全身性障がい者移動支援等）
※平成28年4月1日現在
サービス提供責任者及び障害者相談員

氏 名	常・非・登	資 格
太間 恵理 (管理者)	常勤	介護福祉士 介護支援専門員 障がい者相談支援専門員 視覚障がい者移動 介護 全身性障がい者移動介護 認知症アド バイザー
加藤 幸子	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
王下 昌子	常勤	介護福祉士 介護支援専門員 障がい者相談 支援専門員 視覚障がい者移動介護 全身性 障がい者移動介護
吉田 真司	常勤	介護福祉士 障がい者相談支援専門員 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
池本 美幸	常勤	介護福祉士 認知症アドバイザー 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
實川 裕之	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
松本 和也	常勤	介護福祉士 障がい者相談支援専門員 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
桑原 太史	常勤	介護福祉士 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
何 鷺	非常勤	介護福祉士 中国語通訳
中野 真吾	常勤兼務 ※障がい者 (児)相談支援 事業所	介護福祉士 福祉環境コーディネーター3級 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護社会福祉士 障がい者相談支援専門員 介護支援専門員 ※障がい者(児)相談支援事業所
増本由美子	常勤兼務 ※障がい者 (児)相談支援 事業所	社会福祉士 主任介護支援専門員 精神保健福祉士 障がい者相談支援専門員 認知症ケア専門士
武田 朋美	常勤兼務 ※居宅介護 支援事業所	介護福祉士 介護支援専門員 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護
中土井美穂	常勤兼務 ※居宅介護 支援事業所	介護福祉士 介護支援専門員 視覚障がい者移動介護 全身性障がい者移動 介護

16. 基町訪問看護ステーション事業計画

1 目的・方針

江波訪問看護ステーションと同様

<重点目標>

認知症や精神疾患をもつ利用者及び家族への支援、在宅での看取りの支援、在宅リハビリを重点的に行う。

(1) 月4回のステーション会議及び随時ケースカンファレンスを実施する。

- (2) 学会・研修会の参加とステーション内研修の充実をはかる。
- (3) 在宅ケアの質の向上を目指し、訪問看護師の役割が果たせる人材育成をする。
- (4) 利用者のニーズに応じた他の介護サービス業者との連携を図る。

2 事業の内容

- ① 具体的内容 悠悠タウン江波訪問看護と同様
- ②所在地 広島市中区基町19-2-411 悠悠タウン基町内
- ③実施日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの月曜日から土曜日
(但し、日曜日、年末年始は必要に応じて実施する)
- ④実施時間 09:00～18:00 (24時間体制・緊急時対応)
- ⑤利用料金 介護保険事業の該当者は、介護保険制度に基づき決定する。
医療保険該当者は、医療保険制度に基づき決定する。
事業の実費に準じて決定する。
地域以外の利用者については、1キロ＝20円徴収する。
- ⑥実施地域 中区、南区、西区、東区、安佐南区
- ⑦職員配置 訪問看護師 常勤5名 非常勤1名 理学療法士 非常勤1名

氏 名	常・非・登	資 格
岡村 晃子 (管理者)	常勤	看護師 主任介護支援専門員
下野 美香	常勤	看護師 介護支援専門員
杉田 満美	常勤	看護師
浅原 明子	常勤	看護師
一宮 春水	常勤	看護師
梅坂 紀子	非常勤	看護師
岩本 義隆	非常勤	理学療法士